

○財務省告示第三百六十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年十月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十八回、第三百三十一回、第三百三十二回及び第三百四十一回）、利付国庫債券（三十年）（第十回、第十二回、第十六回、第二十一回、第二十五回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十五回、第三十七回、第四十回及び第四十五回）及び利付国庫債券（四十年）（第七回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行			

五 募入決定の
六 方 法
七 発 行 額
八 払 込 金 額
九 最 低 額 面 金
十 振 替 単 位

十 一 発 行 行 日
十 二 発 行 価 格

十 三 利 率
十 四 経 過 利 子
十 五 払 込 み

各 申 込 み の うち 利 回 り 格 差 の 小
さ い も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次
さ り 当 て る 。 二 千 九 百 八 十 九 億 円
割 り 当 額 で 二 十 億 千 三 百 四 十 七
額 内 金 額 (別 表 の 九 億 千 三 百 四 十 七
三 千 四 百 五 十 五 億 千 三 百 四 十 七
五 千 円)

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。 二 十 七 年 十 月 八 日
平 成 二 十 七 年 十 月 八 日
発 行 対 象 国 債 次 の 算 式 に よ り 算
出 し た 金 額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定額に通知を受けた者
は、払込金額を加え、次の算
式により算出する。
式に、期日、払込日、算出日、た
期日、期日、算出日、た
各発行対象国債の額、金利、
総額×各発行対象国債の額、
100×各発行対象国債の額、
支規額×各発行対象国債の額、
支規額×各発行対象国債の額、
に、係る所得税が源泉徴収され

(二)

に、係る所得税が源泉徴収され

365

十四 利 子

十 十 十
七 六 五

象 各 準 入 償 償
国 発 と 札 還 還
債 行 す の 金 期
の 対 る 基 額 限

考 会 七 銘 額 (各 同 日 日 う 算 と 発 第
統 が 年 柄 面 別 各 同 日 日 う 算 と 発 第
計 発 十 毎 金 表 の 各 同 日 日 う 算 と 発 第
値 表 月 の 額 の 各 同 日 日 う 算 と 発 第
表 し 六 基 百 と 各 同 日 日 う 算 と 発 第
に た 日 準 円 おり) 各 同 日 日 う 算 と 発 第
掲 公 付 利 に き 百 円 の 額 面 金 額 × 各 発
載 社 で 回 は き 百 円 の 額 面 金 額 × 各 発
さ 債 日 は き 百 円 の 額 面 金 額 × 各 発
れ 店 本 証 平 成 二 十 年 の 額 面 金 額 × 各 発
た 頭 証 平 成 二 十 年 の 額 面 金 額 × 各 発
平 売 券 業 十 年 の 額 面 金 額 × 各 発
均 買 業 十 年 の 額 面 金 額 × 各 発
値 参 協 十 年 の 額 面 金 額 × 各 発

る も の と し て 振 替 口 座 中 の
口 座 に つい て は 前 記 さ れ る も
の に つい て は 前 記 の 式
に よ り 算 出 し た 十 三 五
金 額 百 分 の 二 十 三 五
乗 じ た 金 額 (一) を 該
債 を 発 行 し 時 にお いて 該
者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
に 居 住 者 又 は 外 国 人 該
に 依 り 算 出 し た 金 額 を
受 け 取 る 所 得 税 率 を 乗
金 額 を 控 除 し 平 成 二 十
る 一 日 以 後 に 初 期 子 年
月 一 日 以 後 に 初 期 子 年
期 が 到 来 す る も の に つ
は 十 号 の 規 定 に 従 っ て
第 十 号 の 規 定 に 従 っ て
発 行 対 象 国 債 の 支 払 期
と し 各 種 支 払 期 に お け
算 式 に 依 り 算 出 し た 金
う 。 た だ し 支 払 期 が 銀
日 に 支 払 う (償 還 期 限
各 種 支 払 期 に つい て

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
（利付） （第三十回） （二十年） （六月） （庫債券）	二・五%	平成九年四月二十六日	十五億円
（利付） （第三十回） （二十年） （庫債券）	二・一%	平成九年四月二十五日	七億円
（利付） （第三十回） （二十年） （庫債券）	一・一%	平成九年四月二十五日	五億円
（利付） （第二十四回） （二十年） （庫債券）	一・七%	平成十年四月十二日	五百億円
（利付） （第二十三回） （二十年） （庫債券）	一・七%	平成十年四月十三日	七十三億円
（利付） （第二十一回） （二十年） （庫債券）	一・七%	平成九年四月二十三日	二百六億円
（利付） （第二十八回） （二十年） （庫債券）	一・九%	平成六年四月二十三日	五十億円

（別表）

十八	元利金支	の単利回り（平成二十七年十月）
十九	払場所	月六日午前九時以前に訂正され
十九	入札参加	た場合には、訂正後の当該単利
十九	者	利回り）とする。
二十	払込期日	日本銀行
二十	払込期日	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十七年十月八日

（（利 第三付 四十年 五）回 券）	（（利 第三付 四十年 ）回 券）	（（利 第三付 三十年 七）回 券）	（（利 第三付 三十年 五）回 券）	（（利 第三付 三十年 四）回 券）	（（利 第三付 三十年 二）回 券）	（（利 第三付 三十年 一）回 券）	（（利 第三付 三十年 ）回 券）	（（利 第三付 二十年 八）回 券）	（（利 第三付 二十年 七）回 券）	（（利 第三付 二十年 六）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）
一 ・ 五 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %
十年平 日十成 二五 月十六 二十六	日年平 九成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十二	日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	三平 月成 二五 月十 日年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十成 二四 月十八	十年平 日十成 二四 月十七
十 億 円	六 十 八 億 円	億二 円百 三 十 四	億千 円四 百 十 一	七 億 円	三 億 円	円百 七 十 八 億	九 十 九 億 円	三 十 二 億 円	三 十 二 億 円	五 億 円	一 億 円	五 十 億 円

（利付 第四十 回年庫 ）債 券	一 ・ 七 %	平 年 三 成 月 六 二 十 六 日	三 億 円
------------------------------	------------------	--	-------------